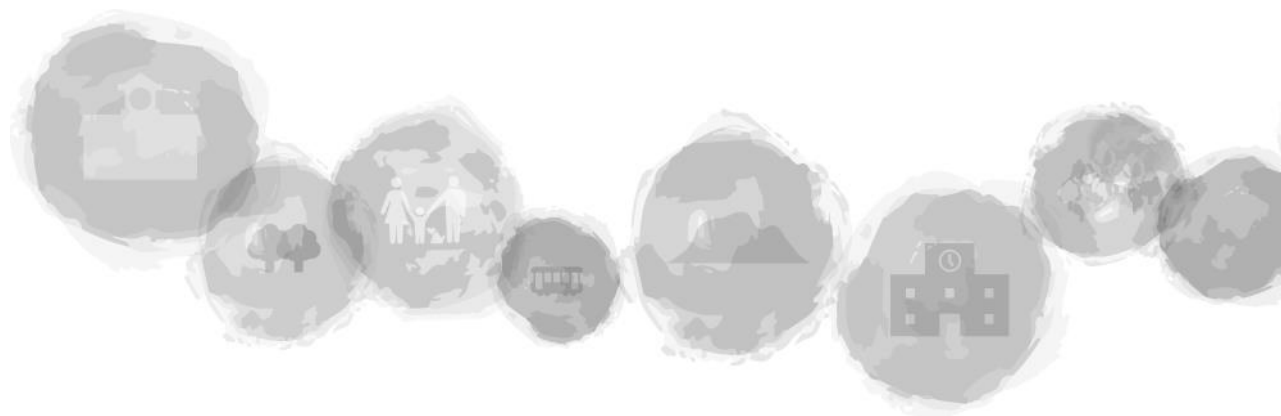


景観法及び札幌市景観条例に係る **事前協議・届出の手引き**



札幌市まちづくり政策局
都市計画部地域計画課

平成 29 年（2017 年）7 月

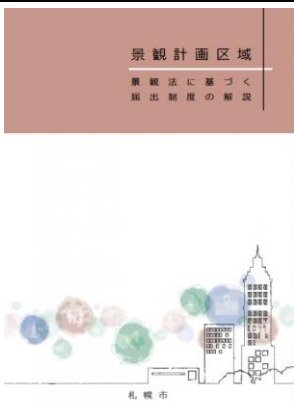
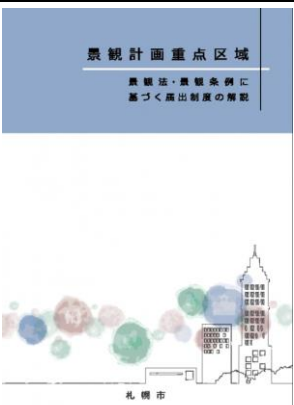
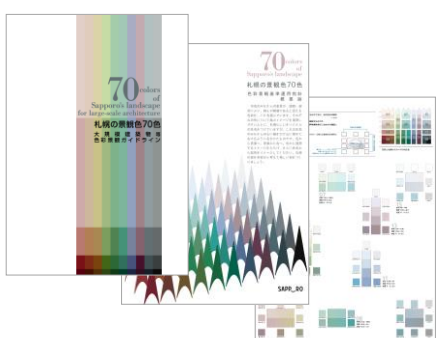
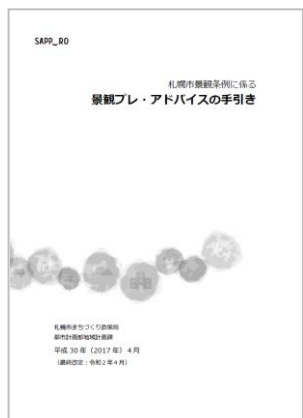
（最終改正：令和 4 年 4 月）

この手引きの位置づけ

この手引きは、景観法及び札幌市景観条例に基づく事前協議・届出の具体的な手続きを解説するものです。この手引き以外に、景観に関する基準について記載したパンフレットなども用意しておりますので、下表1を参考に、必要なパンフレット等をご参照ください。

なお、これらのパンフレットは、札幌市地域計画課の窓口（札幌市役所本庁舎5階）で配布しているほか、札幌市公式ホームページ※でダウンロードすることもできますので、ご活用ください。（※<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/guideline/guideline.html>）

表1 事前協議・届出に関するパンフレット等

	景観計画区域	景観計画重点区域	景観まちづくり推進区域
届出の対象 や景観に関 する基準を 知りたいと き	 景観計画区域 パンフレット	 景観計画重点区域 パンフレット	 各地区の 景観まちづくり指針
札幌の景観 色 70 色に ついて知り たいとき	 色彩景観基準運用指針・ 同概要版・限界色票	景観プレ・ アドバイス について知 りたいとき	 景観プレ・アドバイスの手引き

本書の内容（目次）

第1章	景観計画区域内における事前協議・届出	3
	（事前協議／届出／変更・未定事項の決定／取下げ・取りやめ・竣工時の手続き）	
第2章	景観計画重点区域内における事前協議・届出	7
	（事前協議／届出／変更・未定事項の決定／取下げ・取りやめ・竣工時の手続き）	
第3章	景観まちづくり推進区域内における事前協議・届出	11
	（事前協議／届出／変更・未定事項の決定／取下げ・取りやめ・竣工時の手続き）	
第4章	国の機関 又は 地方公共団体が行為を行おうとする場合	14
資料	該当区域の調べ方・様式のダウンロード方法・様式の記入例	15

事前協議・届出の流れ（各区域共通）

事前協議・届出は、下図1の流れに沿って行います。

なお、景観法第18条第1項の規定により、原則として、届出日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（根切り工事など、地盤面下の工事に係るものを除く。）に着手することができませんので、余裕をもって事前協議・届出の手続きを進めていただきますようお願いいたします。

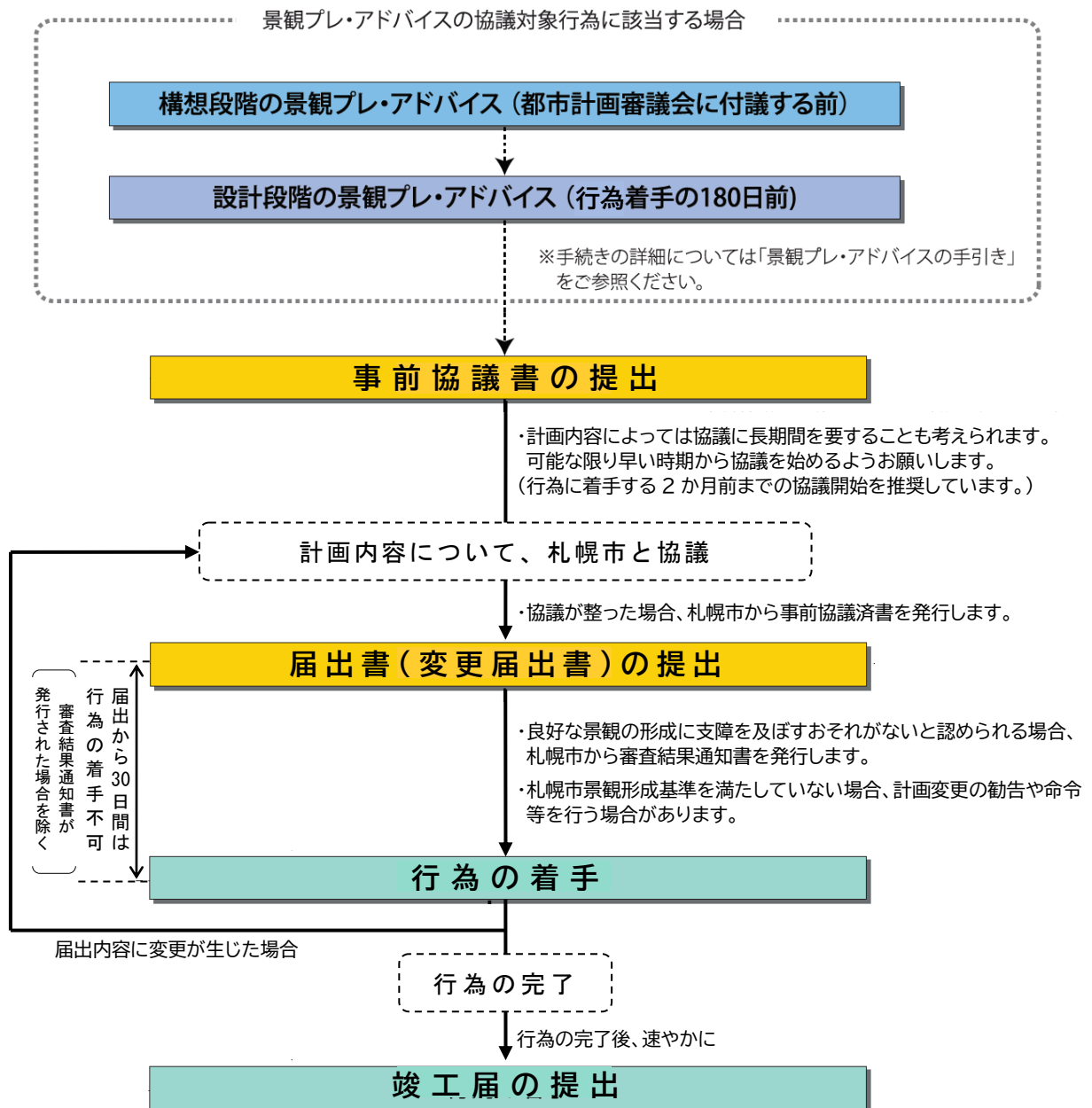


図1 事前協議・届出の流れ

よくある質問

Q. 景観法等に基づく届出と確認申請との関係について教えてください。

A. 届出と確認申請には直接の関係はありませんが、協議の中で計画に変更が生じる可能性があることを踏まえ、確認申請よりも前に事前協議を終えられることをお勧めします。

1-1 事前協議

(1) 協議内容

協議方法

- ・景観配慮の内容についてお伺いし、景観形成基準にそぐわないと考えられる部分がある場合は、計画が景観形成基準に沿ったものとなるよう協議を行います。

準拠する基準

- ・景観計画区域における景観形成基準（「景観計画区域パンフレット」を参照）
- ・各地区の地域景観形成基準（景観まちづくり推進区域内で行為を行う場合。地域景観形成基準は、各地区の「景観まちづくり指針」を参照）

(2) 提出書類

- ・「景観計画区域内行為事前協議書」（記入例は p17 を参照）及び 下表 2 の添付書類をまとめ、1 部提出してください。

表2 景観計画区域内における事前協議の添付書類

添付書類		備考
①	景観計画区域に関する自己診断カルテ	・ 記入例は p26～p34 を参照
②	景観まちづくり推進区域に関する自己診断カルテ	・ 行為の場所が、景観まちづくり推進区域内である場合は、当該区域に関する自己診断カルテを添付する
③	現況カラー写真	・ 計画敷地やその周辺の現況が分かる写真とする
④	付近見取図・配置図	
⑤	各階平面図	・ 建築物の新築、増築、改築、移転の場合のみ必要
⑥	断面図	・ 高さ方向の寸法が分かるもの（立面図上で高さ方向の寸法が分かる場合は、提出不要）
⑦	着色立面図（4 面）	・ 外観の色彩がわかるよう着色する ・ 各部分の仕上げ、色彩(札幌の景観色 70 色の色名)及び各色彩の使用割合を明示する
⑧	完成予想図・パース	・ 任意提出（可能な限り提出をお願いします。）
⑨	外構図	・ 植栽や駐車場の内容、屋外照明、塀、工作物の位置・大きさ等を記入する（配置図との兼用も可）
⑩	サイン計画図	・ サインや広告物、館銘板の位置、大きさ、表示内容を明示する（他の図面との兼用も可）
⑪	委任状	・ 代理者によって申請を行う場合

(3) 協議が整ったら……

- ・ 協議が整い次第、札幌市から、事前協議済書が発行されます。
- ・ 事前協議済書が発行されましたら、届出の手続き(次ページ)に進んでください。

よくある質問

Q. 事前協議を開始したいのですが、未定事項があります。どうすればいいでしょうか。

A. 未定事項がある場合でも、自己診断カルテなどに「未定」と記載いただいたうえで手続きを進めることを認めています。届出までに決定しなかった事項は、その内容が決定し次第、変更届出（p5 参照）により、決定内容を届け出てください。

1-2 届出

(1) 審査内容

審査方法

- ・事前協議や届出に際しての協議 及び 提出書類に基づき、行為の内容が、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないことを審査します。

準拠する基準

- ・景観計画区域における景観形成基準（「景観計画区域パンフレット」を参照）
- ・各地区の地域景観形成基準（景観まちづくり推進区域内で行為を行う場合。地域景観形成基準は、各地区の「景観まちづくり指針」を参照）

(2) 提出書類

- ・「景観計画区域内行為届出書」（記入例は p18 を参照）及び 下表 3 の添付書類をまとめ、1 部提出してください。（事前協議から変更事項がなく、かつ、委任状の提出も必要ない場合、「景観計画区域内行為届出書」のみを提出してください。）

表 3 景観計画区域内における届出の添付書類

添付書類		備考
①	事前協議から変更になった図書	・事前協議時点から変更になった事項がある場合、その内容のわかる図書（自己診断カルテの関連ページを含む。）を提出すること
②	委任状	・事前協議時の委任状において、届出手続きを委任していない場合

(3) 審査が終わったら……

- ・行為の内容について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと札幌市が認めたときは、審査結果通知書を交付します。
- ・審査結果通知書が発行された場合、届出から 30 日が経過していなくとも、審査結果通知書の発行日の翌日から行為に着手することができます。

よくある質問

Q. 届け出た内容が景観形成基準に適合しない場合、罰則などがありますか。

A. 罰則ではありませんが、景観法及び札幌市景観条例の規定により、計画内容変更の勧告や命令を行う場合があります。また、勧告に従わない場合や命令に違反した場合の措置・罰則については、景観法や札幌市景観条例に定められています。

Q. 届出を行わなかった場合に、罰則などがありますか。

A. 景観法第 106 条において、「届出をせず、又は虚偽の届出をした者」は、「30 万円以下の罰金に処する」ことが定められています。

1-3 変更・未定事項の決定

(1) 届出内容の変更（未定事項の決定を含む。）

- ・届出した内容に変更が生じたときや、届出時点で「未定」としていた事項が決定したときは、その変更や決定に係る行為に着手する前に、変更の届出を行ってください。

協議・審査方法

- ・変更(決定)部分に関する景観配慮の内容をお伺いし、景観形成基準にそぐわないと考えられる部分がある場合は、計画が景観形成基準に沿ったものとなるよう協議します。
- ・札幌市は、協議 及び 提出書類に基づき、変更(決定)の内容が、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないことを審査します。

準拠する基準

- ・景観計画区域における景観形成基準（「景観計画区域パンフレット」を参照）
- ・各地区の地域景観形成基準（景観まちづくり推進区域内で行為を行う場合。地域景観形成基準は、各地区の「景観まちづくり指針」を参照）

着手の制限

- ・変更(決定)の届出を行う場合、原則として、その届出を行った日から 30 日を経過した後でなければ、変更(決定)部分に係る行為に着手することはできません。

提出資料

- ・「景観計画区域内行為変更届出書」（記入例は p21 を参照）及び 変更(決定)になった事項がわかる図書（自己診断カルテの関連ページを含む。）をまとめ、1 部提出してください。

審査が終わったら……

- ・変更(決定)の内容について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと札幌市が認めたときは、審査結果通知書を交付します。
- ・審査結果通知書が発行された場合、届出から 30 日が経過していなくとも、審査結果通知書の発行日の翌日から、変更部分に係る行為に着手することができます。

(2) 届出者・届出者の住所・行為の場所の変更

- ・届出 又は 変更届出を行ったのち審査結果通知書が発行されるまでの間に「届出者」、「届出者の住所」又は「行為の場所」が変更となった場合は、「記載事項変更届」（記入例 p24）を 1 部提出してください。（※令和 2 年 4 月 1 日から取扱いを変更）

よくある質問

- Q. 届出時に未定としていた施工者が決定しました。記載事項変更届の提出は必要ですか。
- A. 令和 2 年 4 月より、手続き簡略化のため従来の取扱いを変更し、施工者の決定や変更については記載事項変更届出の提出を不要としました。また、従来は竣工までに変更が生じた場合に記載事項変更届出の提出を求めていましたが、新しい取扱いでは、通知書が発行されるまでの間に記載事項に変更が生じた場合のみ記載事項変更届の提出を求めることとしました。

1-4 取下げ・取りやめ・竣工時の手続き

(1) 取下げ

事前協議の取下げ

- ・事前協議の申請を行ったのち、事前協議済書が発行されるまでの間に計画を中止した場合は、文書により、計画を中止した旨を札幌市まで報告してください。（報告の文書について、所定の様式はありません。）
- ・上記の報告を受けた場合、札幌市は事前協議を中止し、事前協議書をお返しします。

届出の取下げ

- ・届出（変更届出を含む。）を行ったのち、審査結果通知書が発行されるまでの間に計画を中止した場合は、文書により、計画を中止した旨を札幌市まで報告してください。（報告の文書について、所定の様式はありません。）
- ・上記の報告を受けた場合、札幌市は審査を中止します。（届出書は、札幌市で保存します。）

(2) 取りやめ

- ・届出に対して審査結果通知書が発行されたのち、計画を中止した場合には、特に報告等をしていただく必要はありません。

(3) 竣工時の手続き

- ・届出された行為が完了したときは「景観計画区域内行為竣工届」（記入例 p25）を提出してください。
- ・竣工届には、届出どおりに行為が完了していることを確認できる写真を添付してください。例えば建築物については、4面の外観が確認できる写真のほか、外構部分の写真などの添付をお願いします。
- ・札幌市は、竣工届に添付された写真を届出資料と照合し、届出どおりに行為が完了していることを確認します。

よくある質問

Q. 竣工届の提出時期と、確認申請に係る完了検査の時期に関係はありますか。

A. 竣工届と完了検査には直接の関係はありません。なお、完了検査が完了していたとしても、外構部分が未完了である場合なども考えられますが、この場合は、外構部分など、届出に係る内容がすべて完了した段階で、竣工届を提出するようにお願いします。

Q. 竣工届に添付する竣工写真について、他の建物の陰になり、撮影することができない面がありますが、どうすればよいでしょうか。

A. 他の建物の陰になってしまうのは止むを得ないことなので、可能な限りで撮影し、添付いただきますようお願いいたします。

2-1 事前協議

(1) 協議内容

協議方法

- ・ 景観配慮の内容についてお伺いし、景観形成基準にそぐわないと考えられる部分がある場合は、計画が景観形成基準に沿ったものとなるよう協議を行います。

準拠する基準

- ・ 景観計画区域における景観形成基準（「景観計画区域パンフレット」を参照）
- ・ 各景観計画重点区域における都市景観形成基準（「景観計画重点区域パンフレット」を参照）
- ・ 各地区の地域景観形成基準（景観まちづくり推進区域内で行為を行う場合。地域景観形成基準は、各地区の「景観まちづくり指針」を参照）

(2) 提出書類

- ・ 「景観計画区域内行為事前協議書」（記入例は p17 を参照）及び 下表 4 の添付書類をまとめ、1 部提出してください。

表 4 景観計画重点区域内における事前協議の添付書類

行為の種類	提出書類		備考
建築物・工作物の建築等の場合	①	該当する地区の自己診断カルテ	・ 記入例は p35～p36 参照
	②	表 2（p3）に掲げる添付書類	
建築物・工作物の除却の場合	①	該当する地区の自己診断カルテ	・ 記入例は p35～p36 参照
	②	表 2（p3）に掲げる添付書類のうち③、④、⑪	
広告物の掲出の場合（対象は大通地区のみ）	①	大通地区の自己診断カルテ	・ 記入例は p35～p36 参照
	②	表 2（p3）に掲げる添付書類のうち③、④、⑪	・ 配置図には、広告物の位置を示す
	③	取付建築物の立面図	・ 壁面広告等の場合 ・ 広告物の位置を示すものとする
	④	掲出しようとする広告物のデザインが分かる図面	・ カラーの図面とし、色彩（札幌の景観色 70 色の色名 又は マンセル値）及び 広告物の大きさを示すこと
その他の行為* の場合	・ 提出資料をご案内しますので、事前に札幌市地域計画課までご連絡ください。		

* その他の行為：景観法施行令第 4 条第 1 号及び第 2 号に掲げる行為

(3) 協議が整ったら……

- ・ 協議が整い次第、札幌市から、事前協議済書が発行されます。
- ・ 事前協議済書が発行されましたら、届出の手続き(次ページ)に進んでください。

2-2 届出

(1) 審査内容

審査方法

- ・事前協議や届出に際しての協議 及び 提出書類に基づき、行為の内容が、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないことを審査します。

準拠する基準

- ・景観計画区域における景観形成基準（「景観計画区域パンフレット」を参照）
- ・各景観計画重点区域における都市景観形成基準（「景観計画重点区域パンフレット」を参照）
- ・各地区の地域景観形成基準（景観まちづくり推進区域内で行為を行う場合。地域景観形成基準は、各地区の「景観まちづくり指針」を参照）

(2) 提出書類

建築物・工作物の建築等 又は その他の行為の場合

- ・「景観計画区域内行為届出書」（記入例は p18 を参照）及び 下表 5 の添付書類をまとめ、1 部を提出してください。（事前協議から変更事項がなく、かつ、委任状の提出も必要ない場合、必要な添付書類はありません。「景観計画区域内行為届出書」のみ、1 部提出してください。）

建築物・工作物の除却 又は 広告物の掲出の場合

- ・「景観計画重点区域内除却等届出書」（記入例は p19 を参照）及び 下表 5 の添付書類をまとめ、1 部提出してください。（事前協議から変更事項がなく、かつ、委任状の提出も必要ない場合、必要な添付書類はありません。「景観計画重点区域内除却等届出書」のみ、1 部提出してください。）

表 5 景観計画重点区域内における届出の添付書類

添付書類		備考
①	事前協議から変更になった図書	・事前協議時点から変更になった事項がある場合、その内容のわかる図書（自己診断カルテの関連ページを含む。）を提出する。
②	委任状	・事前協議時の委任状において、届出手続きを委任していない場合

(3) 審査が終わったら……

- ・行為の内容について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと札幌市が認めたときは、審査結果通知書を交付します。
- ・審査結果通知書が発行された場合、届出から 30 日が経過していなくとも、審査結果通知書の発行日の翌日から行為に着手することができます。（建築物・工作物の除却 及び 広告物の掲出の場合を除く。）

2-3 変更・未定事項の決定

(1) 届出内容の変更（未定事項の決定を含む。）

- ・届出した内容に変更が生じたときや、届出時点で「未定」としていた事項が決定したときは、その変更や決定に係る行為に着手する前に、変更の届出を行ってください。

協議・審査方法

- ・変更(決定)部分に関する景観配慮の内容をお伺いし、景観形成基準にそぐわないと考えられる部分がある場合は、計画が景観形成基準に沿ったものとなるよう協議します。
- ・札幌市は、協議 及び 提出書類に基づき、変更(決定)の内容が、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないことを審査します。

準拠する基準

- ・景観計画区域における景観形成基準（「景観計画区域パンフレット」を参照）
- ・各景観計画重点区域における都市景観形成基準（「景観計画重点区域パンフレット」を参照）
- ・各地区の地域景観形成基準（景観まちづくり推進区域内で行為を行う場合。地域景観形成基準は、各地区の「景観まちづくり指針」を参照）

着手の制限

- ・変更(決定)の届出を行う場合、原則として、その届出を行った日から 30 日を経過した後でなければ、変更(決定)部分に係る行為に着手することはできません。

提出資料

- ・下表 6 の届出様式 及び 変更(決定)になった事項がわかる図書（自己診断カルテの関連ページを含む。）をまとめ、1 部提出してください。

表 6 景観計画重点区域内における届出の添付書類

行為の種類		届出様式
①	・建築物・工作物の建築等 ・その他の行為	景観計画区域内行為変更届出書（記入例は p21）
②	・建築物・工作物の除却 ・広告物の掲出	景観計画重点区域内除却等変更届出書（記入例は p22）

審査が終わったら……

- ・変更(決定)の内容について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと札幌市が認めたときは、審査結果通知書を交付します。
- ・審査結果通知書が発行された場合、届出から 30 日を経過していなくとも、審査結果通知書の発行日の翌日から、変更部分に係る行為に着手することができます。（建築物・工作物の除却 及び 広告物の掲出の場合を除く。）

(2) 届出者・届出者の住所・行為の場所の変更

- ・景観計画区域内における手続きと同じです。P5 を参照し、手続きを行ってください。

2-4 取下げ・取りやめ・竣工時の手続き

- ・ 景観計画区域内における手続きと同じです。P6 を参照し、手続きを行ってください。

3-1 事前協議

(1) 届出の対象

- ・各地区における地域届出対象行為（各地区の「景観まちづくり指針」を参照。）に該当する行為を行う場合で、かつ、景観計画区域 及び 景観計画重点区域内の届出が必要でない行為を行う場合に、景観まちづくり推進区域内の届出が必要となります。
- ・景観計画区域 又は 景観計画重点区域内の届出が必要な行為を行おうとする場合には、それぞれの区域内の事前協議・届出の手続きに従ってください。

(2) 協議内容

協議方法

- ・景観配慮の内容についてお伺いし、地域景観形成基準にそぐわないと考えられる部分がある場合は、計画が地域景観形成基準に沿ったものとなるよう協議を行います。

準拠する基準

- ・各地区における地域景観形成基準（各地区の「景観まちづくり指針」を参照）

(3) 提出書類

- ・「景観計画区域内行為事前協議書」（記入例は p17 を参照）及び 下表 7 の添付書類をまとめ、1 部提出してください。

表 7 景観まちづくり推進区域内における事前協議の添付書類

行為の種類	提出書類		備考
建築物・工作物の建築等の場合	①	表 2（p3）に掲げる添付書類	・宮の沢中央地区における行為については、表 2 ①の書類は不要
広告物の掲出の場合	①	表 2（p3）に掲げる添付書類のうち②、③、④、⑪	・配置図には、広告物の位置を示す
	②	取付建築物の立面図	・壁面広告等の場合 ・広告物の位置を示すものとする
	③	掲出しようとする広告物のデザインが分かる図面委任状	・カラーの図面とし、色彩（札幌の景観色 70 色の色名 又は マンセル値）及び 広告物の大きさを示すこと
その他の行為* の場合	・提出資料をご案内しますので、事前に札幌市地域計画課までご連絡ください。		

* その他の行為：建築物・工作物の建築等 及び 広告物の掲出以外の行為

(4) 協議が整ったら……

- ・協議が整い次第、札幌市から、事前協議済書が発行されます。
- ・事前協議済書が発行されましたら、届出の手続き(次ページ)に進んでください。

景観ワンポイント

- ・各地区の景観まちづくり指針は、地域ごとの魅力的な景観形成を図っていくため、地域住民等と札幌市が意見交換を重ね策定したものです。地域の方の思いがこもった指針ですので、特段の尊重をいただきますよう、お願いいたします。

3-2 届出

(1) 審査内容

審査方法

- ・ 事前協議や届出に際しての協議 及び 提出書類に基づき、行為の内容が、地域景観形成基準に適合していることを審査します。

準拠する基準

- ・ 各地区における地域景観形成基準（各地区の「景観まちづくり指針」を参照）

(2) 提出書類

- ・ 「景観まちづくり推進区域内行為届出書」（記入例は p20 を参照）及び 下表 8 の添付書類をまとめ、1 部提出してください。なお、事前協議から変更事項がなく、かつ、委任状の提出も必要ない場合、必要な添付書類はありません。「景観まちづくり推進区域内行為届出書」のみ、提出してください。

表 8 景観まちづくり推進区域内における届出の添付書類

添付書類		備考
①	事前協議から変更になった図書	・ 事前協議時点から変更になった事項がある場合、その内容のわかる図書（自己診断カルテの関連ページを含む。）を提出する。
②	委任状	・ 事前協議時の委任状において、届出手続きを委任していない場合

(3) 審査が終わったら……

- ・ 行為の内容について、地域景観形成基準に適合していると札幌市が認めたときは、審査結果通知書を交付します。
- ・ 通知書が発行された場合、届出から 30 日が経過していなくとも、通知書の発行日の翌日から行為に着手することができます。

3-3 変更・未定事項の決定

(1) 届出内容の変更（未定事項の決定を含む。）

- ・届出した内容に変更が生じたときや、届出時点で「未定」としていた事項が決定したときは、その変更や決定に係る行為に着手する前に、変更の届出を行ってください。

協議・審査方法

- ・変更(決定)部分に関する景観配慮の内容をお伺いし、景観形成基準にそぐわないと考えられる部分がある場合は、計画が景観形成基準に沿ったものとなるよう協議します。
- ・札幌市は、協議 及び 提出書類に基づき、変更(決定)の内容が、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないことを審査します。

準拠する基準

- ・各地区の地域景観形成基準（各地区の「景観まちづくり指針」を参照）

着手の制限

- ・変更(決定)の届出を行う場合、原則として、その届出を行った日から 30 日を経過した後でなければ、変更(決定)部分に係る行為に着手することはできません。

提出資料

- ・「札幌市景観まちづくり推進区域内行為変更届出書」（記入例は p23 を参照）及び 変更(決定)になった事項がわかる図書(自己診断カルテの関連ページを含む。)をまとめ、1 部提出してください。

審査が終わったら……

- ・変更(決定)の内容について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと札幌市が認めたときは、審査結果通知書を交付します。
- ・審査結果通知書が発行された場合、届出から 30 日を経過していなくとも、審査結果通知書の発行日の翌日から、変更部分に係る行為に着手することができます。

(2) 届出者・届出者の住所・行為の場所の変更

- ・景観計画区域内における手続きと同じです。p5 を参照し、手続きを行ってください。

3-4 取下げ・取りやめ・竣工時の手続き

- ・景観計画区域内における手続きと同じです。p6 を参照し、手続きを行ってください。

(1) 基本事項

- ・国の機関 又は 地方公共団体が、景観法や札幌市景観条例の規定により届出が必要とされる行為を行おうとする場合には、景観法第16条第5項等の規定により、届出に代えて「通知」が必要となります。（景観計画重点区域内における行為のうち、札幌市景観条例第24条第1項各号に掲げる行為を除く。）
- ・国の機関 又は 地方公共団体が行為を行おうとする場合には、「札幌市公共施設等景観デザインガイドライン」をご確認いただき、これに沿った計画となるよう努めてください。

(2) 手続きのフロー

- ・原則として、届出の手続きフロー（p2）と同様です。

(3) 事前協議時の提出書類

- ・届出の事前協議時に必要な書類に加え、添付書類として「景観デザインふり返りシート」を提出してください。

(4) 「通知」時の提出書類

- ・届出時に必要な書類と同じですが、下表9左欄の区域の区分に応じ、同表中欄の届出書に代えて、同表右欄の通知書を提出してください。（通知書の記載内容は、届出書の記載例を参照ください。）

表9 通知書の種類

区域の区分	届出時に提出する届出書	届出書に代えて提出する通知書
景観計画区域	景観計画区域内行為届出書	景観計画区域内行為通知書
景観計画重点区域		
景観まちづくり推進区域	景観まちづくり推進区域内行為届出書	景観まちづくり推進区域内行為通知書

(5) 通知した事項を変更する場合の手続き

- ・景観法第16条第6項の規定による協議を行うため、変更事項を届け出てください。
- ・この届出は、各区域内における変更の届出と同様の手続きにより行ってください。